平成２９年（フ）第１８１号
福岡県久留米市合川町386番地３　太田アパート北102号
債務者　久保山俊仔
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第９６号
宮崎県延岡市川島町3838番地１
債務者　佐々木宗彦
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第９８号
宮崎県延岡市北町１丁目３番地２　ななかハイツ403
債務者　渡辺　謙二
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第３５５号
兵庫県尼崎市小中島１丁目５番18号　グリーンハイツ103号
債務者　大谷　敏子
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４６９号
兵庫県西宮市江上町４番11―107号、前住所兵庫県伊丹市昆陽８丁目18番地（カーサ武田88・405号）
債務者　京竹　政志
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４８０号
兵庫県西宮市山口町下山口４丁目22番４―206号、前住所兵庫県西宮市山口町中野１丁目７番23―101号
債務者　明石　優気
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４９２号
兵庫県西宮市泉町４番５―502号
債務者　大西　信弘
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第９９号
和歌山市野崎57番地11
債務者　山本　裕史
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１００号
和歌山市野崎57番地11
債務者　山本　　茂
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１５２号
和歌山県海草郡紀美野町小畑496番地４
債務者　中尾　孝児
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１６１号
和歌山県海南市重根1443番地３　メゾンさくら　20号室
債務者　濵井　友也
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２０９号
和歌山県橋本市胡麻生229番地の１　エスペランサⅠ―202、前住所和歌山県橋本市さつき台１丁目14番地の19
債務者　川島　晃子
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２１３号
和歌山市中之島2304番地　402
債務者　桑原　　愛
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２１５号
和歌山県有田市古江見143番地１　新崎荘18号、前住所和歌山県有田市新堂167番地１紀の国荘13号
債務者　吉本　靖子
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２１６号
和歌山市加太2336番地23　有料老人ホームアローズ
債務者　松本　満江
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２１７号
和歌山市楠見中153番地11
債務者　堀端　康内
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２１８号
和歌山市楠見中153番地11
債務者　堀端さゆ子
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係